

株式会社設立登記申請書

- | | | |
|-------------------------------|-------------------|----------|
| 1. 商号 | 株式会社起業家バンク | |
| 1. 本店 | 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 | |
| 1. 登記の事由 | 令和 年 月 日発起設立の手續終了 | |
| 1. 登記すべき事項 | 別紙の通り | |
| 1. 課税標準金額 | 金 300 万円 | |
| 1. 登録免許税 | 金 15 万円 | |
| 1. 添付書類 | | |
| 定款 | | 1 通 |
| 発起人の同意書 | | 定款の記載を援用 |
| 設立時取締役及び設立時代表取締役を選定したことを証する書面 | | 定款の記載を援用 |
| 本店所在地決議書 | | 1 通 |
| 設立時取締役、設立時代表取締役の就任承諾書 | | 1 通 |
| 印鑑証明書 | | 1 通 |
| 払込みを証する書面 | | 1 通 |

上記のとおり登記の申請をします。

年 月 日

申請人 東京都千代田区霞が関1丁目3-1
株式会社起業家バンク
代表取締役 起業家 太郎

連絡先の電話番号 — —

法務局 御中

別紙 1 / 2 株式会社起業家バンク

「商号」株式会社起業家バンク

「本店」東京都千代田区霞が関1丁目3-1

「公告をする方法」官報に掲載して行う。

「目的」

1. 飲食店の経営
2. 飲食店の経営
3. 美容室及び理容室の経営
4. 整骨院の経営
5. 保育所及び保育施設の経営
6. 学習塾の経営
8. プログラミング教室の経営
9. コンビニエンスストアの経営.
10. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 通所介護
 - (5) 短期入所生活介護
 - (6) 特定施設入居者生活介護
 - (7) 福祉用具貸与
 - (8) 特定福祉用具販売
 - (9) 訪問リハビリテーション
 - (10) 通所リハビリテーション
 - (11) 居宅療養管理指導
11. 生命保険の募集に関する業務及び契約締結の代理
12. 損害保険代理業
13. インターネットを利用した広告代理業
14. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
15. コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び保守
16. ホームページ制作、企画、運営
17. 通信販売業
18. 食料品、健康食品、化粧品、日用雑貨品、衣料品、その他各種商品の企画、製造、卸売、販売及び輸出入
19. コンサルティング業
20. 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介及び管理業
21. 清掃業
22. 無料及び有料職業紹介業
23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業

別紙 2 / 2 株式会社起業家バンク

24. 出版印刷事業

25. フランチャイズ事業の経営

26. 前各号に付帯関連する一切の事業

「発行可能株式総数」 1,200株

「発行済株式の総数」 60株

「資本金の額」 金300万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 起業家 太郎

「役員に関する事項」

「資格」 代表取締役

「氏名」 起業家 太郎

「住所」 東京都千代田区霞が関4丁目5-6

「登記記録に関する事項」 設立

本店所在地決議書

令和2年1月19日、株式会社起業家バンク創立事務所において、発起人は次のとおり本店所在地を決定した。

本 店 東京都千代田区霞が関1丁目3-1

上記決議事項を証するため、発起人全員が次に記名押印する。

令和2年1月19日

株式会社起業家バンク

発起人 起業家 太郎

払い込み証明書

当会社の設立時発行株式については、以下の通り、全額の払込があったことを証明します。

設立時発行株式数 普通株式 60 株

払込を受けた金額 金 300 万円

年 月 日

株式会社起業家バンク

設立時代表取締役 起業家 太郎